

東浦町地域防災計画（原子力災害対策計画）案

新旧対照表

原子力災害対策計画 新旧対照表

頁	修正（令和7年2月修正）	修正（2026年3月修正）	備考								
	第1編 総則	第1編 総則									
	第1章 計画の目的・方針	第1章 計画の目的・方針									
	第4節 災害の想定	第4節 災害の想定									
402	(略) (2) 原子力災害 (略)	(略) (2) 原子力災害 (略)	時点修正								
403	表中 <u>運転中 (82.6 万 kW)</u> (美浜発電所3号機 状況) <u>運転中 (87.0 万 kW)</u> (高浜発電所3号機 状況) <u>定期検査中</u> (高浜発電所4号機 状況) <u>定期検査中</u> (大飯発電所3号機 状況) (略)	表中 <u>定期点検中</u> (美浜発電所3号機 状況) <u>定期点検中</u> (高浜発電所3号機 状況) <u>運転中 (87.0 万 kW)</u> (高浜発電所4号機 状況) <u>運転中 (118.0 万 kW)</u> (大飯発電所3号機 状況) (略)									
	第5節 緊急事態における判断及び防護措置実施に係る基準	第5節 緊急事態における判断及び防護措置実施に係る基準									
411	表2 各緊急事態区分を判断する EAL の枠組みについて 1. (略) (略)	表2 各緊急事態区分を判断する EAL の枠組みについて 1. (略) (略)		表記の整理							
413	表中 (全面緊急事態を判断する EAL)	表中 (全面緊急事態を判断する EAL)									
414	<u>⑩ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</u> (略)	<u>⑩ 原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室若しくは緊急時制御室が使用できなくなること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に原子炉施設の状態を表示する全ての装置若しくは原子炉施設の異常を表示する全ての警報装置 (いずれも原子炉制御室及び緊急時制御室に設置されたものに限る。) が使用できなくなること。</u> (略)	原子力災害対策指針の改正に伴う修正								
	第2章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	第2章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱									
	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱									
434	(略) 5 指定公共機関 (原子力事業者を除く) <table border="1" data-bbox="168 1321 1064 1503"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社</td> <td>災害対策に必要な物資及び避難者等の人員の輸送に関し協力を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社	災害対策に必要な物資及び避難者等の人員の輸送に関し協力を行う。	(略) 5 指定公共機関 (原子力事業者を除く) <table border="1" data-bbox="1093 1321 2020 1503"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社</td> <td>災害対策に必要な物資及び避難者等の人員の輸送に関し協力を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社	災害対策に必要な物資及び避難者等の人員の輸送に関し協力を行う。	社名変更による修正
機関名	内容										
東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社	災害対策に必要な物資及び避難者等の人員の輸送に関し協力を行う。										
機関名	内容										
東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社	災害対策に必要な物資及び避難者等の人員の輸送に関し協力を行う。										

原子力災害対策計画 新旧対照表

頁	修正（令和7年2月修正）	修正（2026年3月修正）	備考
	<p><u>西日本電信電話株式会社</u>、<u>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</u>、KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社</p> <p>（略）</p> <p>事故発生直後の輻輳対策措置を行う。</p>	<p><u>NTT西日本株式会社</u>、<u>NTTドコモビジネス株式会社</u>、KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社</p> <p>（略）</p> <p>事故発生直後の輻輳対策措置を行う。</p>	
	<p>第3編 災害応急対策</p>	<p>第3編 災害応急対策</p>	
441	<p>基本方針</p> <p>（略）</p> <p>○ <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクと<u>ウイルスの</u>感染拡大によるリスクの双方から、県民の生命・健康を守ることを最優先とする。</p> <p>（略）</p>	<p>基本方針</p> <p>（略）</p> <p>○ <u>(削除)</u>感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクと<u>(削除)</u>感染拡大によるリスクの双方から、県民の生命・健康を守ることを最優先とする。</p> <p>（略）</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>
	<p>第1章 活動態勢（組織の動員配備）</p>	<p>第1章 活動態勢（組織の動員配備）</p>	
	<p>第1節 県災害対策本部の設置・運営</p>	<p>第1節 県災害対策本部の設置・運営</p>	
441	<p>（略）</p> <p>2 本部の組織・運営</p> <p>（略）</p>	<p>（略）</p> <p>2 本部の組織・運営</p> <p>（略）</p>	<p>社名変更による修正</p>
442	<p>なお、必要に応じて、自衛隊、中部運輸局、中部地方整備局、名古屋地方気象台、中日本高速道路株式会社、日本赤十字社、<u>西日本電信電話株式会社</u>、中部電力株式会社、関西電力株式会社その他関係機関から派遣された連絡要員を受け入れる。</p> <p>（略）</p>	<p>なお、必要に応じて、自衛隊、中部運輸局、中部地方整備局、名古屋地方気象台、中日本高速道路株式会社、日本赤十字社、<u>NTT西日本株式会社</u>、中部電力株式会社、関西電力株式会社その他関係機関から派遣された連絡要員を受け入れる。</p> <p>（略）</p>	
	<p>第3章 核燃料物質等の輸送中の事故における応急対策</p>	<p>第3章 核燃料物質等の輸送中の事故における応急対策</p>	
	<p>第14節 輻輳対策</p>	<p>第14節 輻輳対策</p>	
451	<p><u>西日本電信電話株式会社</u>、<u>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</u>、KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社は、事故発生報道後の輻輳対策措置を講じるものとする。</p>	<p><u>NTT西日本株式会社</u>、<u>NTTドコモビジネス株式会社</u>、KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社は、事故発生報道後の輻輳対策措置を講じるものとする。</p>	<p>社名変更による修正</p>

原子力災害対策計画 新旧対照表

頁	修正（令和7年2月修正）	修正（2026年3月修正）	備考
	第4章 県外の原子力発電所等における異常時対策	第4章 県外の原子力発電所等における異常時対策	
	第15節 輻輳対策	第15節 輻輳対策	
458	<u>西日本電信電話株式会社</u> 、 <u>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</u> 、KDD I 株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社は、事故等発生報道後の輻輳対策措置を講じるものとする。	<u>NTT西日本株式会社</u> 、 <u>NTTドコモビジネス株式会社</u> 、KDD I 株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社は、事故等発生報道後の輻輳対策措置を講じるものとする。	社名変更による修正